

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
1 土木工事施工管理の手引きについて 1.1 目的 この「土木工事施工管理の手引き」（以下「手引き」という。）は、その施工に際し受注者が実施すべき基本的な内容について、手続き、施工や安全体制の確保、及び工程・出来形・品質管理等について、管理の適正化を推進するため、施工管理上の運用や「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23 施工管理」に規定する施工管理（工程・出来形・品質・写真）及び規格値等を取りまとめたものである。	1 土木工事施工管理の手引きについて 1.1 目的 この「土木工事施工管理の手引き」（以下「手引き」という。）は、その施工に際し受注者が実施すべき基本的な内容について、手続き、施工や安全体制の確保、及び工程・出来形・品質管理等について、管理の適正化を推進するため、施工管理上の運用や「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-25 施工管理」に規定する施工管理（工程・出来形・品質・写真）及び規格値等を取りまとめたものである。

福岡市 現行 R6.4

福岡市 改定（案）

2 工事請負契約から工事完成までのながれ

入札・見積執行 (入札後7日以内)

契約締結

- 工事請負契約書
- 履行保証(契約保証金納付等)
- 着手届
- 現場代理人等通知書
- 経歴書(現場代理人・技術者)
- 工程表(10日以内)
- 建設業退職金制度の掛金収納書(契約後1ヶ月以内及び工事完成時)
- 前金払請求書
- コリンズ(CORINS)への受注登録
- 火災保険等契約書(損害保険に該当するもの)

設計図書照査 → **施工計画書** ↔ **工事測量**

着工前打合せ ↔ **施工計画書**

工事一時中止(本体工事施工中) (再開(指示))

中止(指示) (特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の発動発注、制約条件等により施工方法が明確な工程は、詳細な内容が確定した段階で作成し提出する。)

施工体制台帳 施工体系図(下請負契約を締結した場合) ↔ **工事着手(準備工事含む)**

施工管理等

- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理
- 写真管理
- 材料承諾・確認
- その他

報告・協議・指示(必要に応じ) ↔ **変更指示** ↔ **施工計画の変更**

事故又は天災その他による損害がある場合 (◎損害状況報告(事故発生後遅滞なく))

設計変更に関する事項 (設計変更ガイドラインに基づき適切に対応すること。)

契約変更する場合 → **変更契約に係る甲乙協議** → **変更契約締結** → **施工計画の変更**

中間確認検査 中間技術検査 出来高検査 (中止(指示) → 再開(指示))

完 成 (完成通知書受理後14日以内)

完 成 検 査 (検査の結果を書面で通知)

引渡書

請負代金請求 (請求書)

請負代金支払 (請求書受理後40日以内)

検査書類について (「工事書類簡素化要領」や「工事関係書類一覧」を参考に書類の簡素化に努めること)

2 工事請負契約から工事完成までのながれ

入札・見積執行 (入札後7日以内)

契約締結

- 工事請負契約書
- 履行保証(契約保証金納付等)
- 現場代理人等通知書
- 経歴書(現場代理人・技術者)
- 工程表(10日以内)
- 建設業退職金制度の掛金収納書(契約後1ヶ月以内及び工事完成時)
- 前金払請求書
- コリンズ(CORINS)への受注登録
- 火災保険等契約書(損害保険に該当するもの)

設計図書照査 → **施工計画書** ↔ **工事測量**

着工前打合せ ↔ **施工計画書**

工事一時中止(本体工事施工中) (再開(指示))

中止(指示) (特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の発動発注、制約条件等により施工方法が明確な工程は、詳細な内容が確定した段階で作成し提出する。)

施工体制台帳 施工体系図(下請負契約を締結した場合) ↔ **工事着手(準備工事含む)**

施工管理等

- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理
- 写真管理
- 材料承諾・確認
- その他

報告・協議・指示(必要に応じ) ↔ **変更指示** ↔ **施工計画の変更**

事故又は天災その他による損害がある場合 (◎損害状況報告(事故発生後遅滞なく))

設計変更に関する事項 (設計変更ガイドラインに基づき適切に対応すること。)

契約変更する場合 → **変更契約に係る甲乙協議** → **変更契約締結** → **施工計画の変更**

中間確認検査 中間技術検査 出来高検査 (中止(指示) → 再開(指示))

完 成 (完成通知書受理後14日以内)

完 成 検 査 (検査の結果を書面で通知)

引渡書

請負代金請求 (請求書)

請負代金支払 (請求書受理後40日以内)

検査書類について (「工事書類簡素化要領」や「工事関係書類一覧」を参考に書類の簡素化に努めること)

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
3 主任（監理）技術者等 3.1 一般 また、建設業法第26条第3項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、当該工事現場に専任で置くときはこの限りではないとされている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。 3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格	3 主任（監理）技術者等 3.1 一般 また、建設業法第26条第3項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。ただし、主任（監理）技術者は、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する場合は兼任が可能とされている。また、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、当該工事現場に専任で置くときはこの限りではないとされている。詳しくは、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照すること。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。 3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(22業種)		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、塗装、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,500万円 [※] 以上	4,500万円 [※] 未満	4,500万円以上は契約できない	4,500万円以上は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	・一級国家資格者 ・国土交通大臣特別認定者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は、8,000万円以上）となる工事			
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要ない

※ 建築一式工事の場合は7,000万円

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		その他(22業種)		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、塗装、電気、造園		大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	5,000万円 [※] 以上	5,000万円 [※] 未満	5,000万円以上は契約できない	5,000万円以上は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	・一級国家資格者 ・国土交通大臣特別認定者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）となる工事			
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない	必要	必要ない

※ 建築一式工事の場合は8,000万円

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
3.4 監理技術者 (2) 監理技術者の配置 次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。（建設業法第26条第3項、第4項） ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請け負い、 ②かつ、そのうち 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する場合。	3.4 監理技術者 (2) 監理技術者の配置 次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。（建設業法第26条第3項、第5項） ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請け負い、 ②かつ、そのうち 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する場合。

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
4 施工体制 4.2 施工体制台帳・施工体系図 加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。	4 施工体制 4.2 施工体制台帳・施工体系図 加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、建設キャリアアップシステム等を活用して、発注者が工事現場の施工体制を確認することができる場合は、発注者への提出は不要である。

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
8 工事現場に掲げる標識について 別記 様式第 29 号（施行規則第 25 条関係） 記載事項 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。	8 工事現場に掲げる標識について 別記 様式第 29 号（施行規則第 25 条関係） 記載事項 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定 (案)
11 再生資源 11.1 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書） 5. 再生資源利用計画書 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 6. 再生資源利用促進計画書 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	11 再生資源 11.1 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書） 5. 再生資源利用計画書 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 6. 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 7. 再生資源利用促進計画書 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8. 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 9. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「7. 再生資源利用促進計画書」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8. 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
	出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 10. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

施工管理の手引き 新旧対照表

福岡市 現行 R6.4	福岡市 改定（案）
11 再生資源 11.6 建設リサイクル法通知の事務手続き 2) 事前通知 〔通知の方法〕 ①工事監督課が様式－3「通知書」を作成する。 ②「通知書」を建築物安全推進課に提出する。 また、「通知書」の提出部数は1部であるため、工事監督課はあらかじめ複写を作成し保管する。 ③受領書は工事監督課で保管し、受領シールは受注者へ渡して、工事看板に貼るよう指導してください。 ④発注形態と通知方法との関係	11 再生資源 11.6 建設リサイクル法通知の事務手続き 2) 事前通知 〔通知の方法〕 ①工事監督課が様式－3「通知書」を作成する。 ②「通知書」を建築物安全推進課に提出する。令和4年4月1日より電子申請が可能。 また、「通知書」の提出部数は1部であるため、工事監督課はあらかじめ複写を作成し保管する。 ③受領書は工事監督課で保管する。令和6年4月1日より受領シールが廃止されたため、各工事現場にて通知番号がわかるように工事看板等に表示すること。 ④発注形態と通知方法との関係

青字：削除 赤字：追記

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円未 満の必 要書類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提出	提示		
								監督 職員	受注者 保管		
契約	契約書	工事請負契約書	契約事務規則第28条1項	—	様式 (契約課)	○				●	
		請書	契約事務規則第28条2項	—	様式第6号 (契約課)		○			●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。
		見積書	契約事務規則第28条3項	—	様式第10号 (契約課)		○			●	・契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。
	設計 図書	共通仕様書	—	—	—	○				●	
		特記仕様書	—	—	—	○				●	
		契約図面	—	—	—	○				●	
		現場説明書	—	—	—	○				●	
		質問回答書	—	—	—	○				●	
		工事数量総括表(金抜設計書)	—	—	—	○				●	
	契約 関係	着手届	契約事務規則第32条3項	—	様式第13号		○	○		●	・工事に着手したときはその翌日(当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日以後直近の休日でない日)までに提出。 ・契約書の作成を省略する場合(請書を徴する場合や見積書をもって契約書にかえる場合)省略可。
		現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	工事請負契約書第10条1項	—	【様式-1】 【様式-1(3)】		○	○		●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。
		経歴書	工事請負契約書第10条1項	—	【様式1-(2)】		○	○		●	・「現場代理人等通知書」「現場代理人等変更通知書」とともに提出。
		現場代理人の雇用を証する書面	【提出不要】	—	—						
		技術者の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	—	—						
		請負代金内訳書	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2-1	—	—						・共通仕様書で適用除外としている。
		工程表 変更工程表	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2		【様式-3(1)】		○	○		●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時も同様とする。
		建設業退職金共済制度 関連資料	—	—	—						
		掛金収納書提出用台紙	・共通仕様書1-1-1-42-6	・土木工事施工管理の手引きP6	【様式-4-1】		○	○		●	・証紙貼付方式による場合に提出。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出。 ・掛金収納書を提出できない事情がある場合、理由を記載し提出。
		掛金収納書			—		○	○		●	・証紙貼付方式による場合に提出。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出。 ・当初に証紙購入の場合、上記台紙に掛金収納書を貼り付けし、提出。
		掛金収納書(電子申請方式)			—		○	○		●	・電子申請方式による場合に提出。 ・契約締結後40日以内に提出。
		監督員通知書	工事請負契約書第9条1項、3項	—	様式1-1	○				●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。 (例:総括監督員, 委託監督員)

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円未 満の必 要書類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
								監 督 職 員	受 注 者 保 管		
契 約	前金払	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	前金払, 中間前金払及び部分払の事務取扱いについて (R4.12.1改正 契約課)	【様式-5(1)】		○	○		●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約にあつては, 当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は, 請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項) ※請求書の様式は, 【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
		保証事業会社の保証証書			—		○	○		●	
工 事	建設 リサイクル	分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項		様式		○	○		—	【対象】 特定建設資材を使用する工事または, 特定建設資材廃棄物を排出する工事で, 請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は, 入札後, 契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め, 計画内容について説明を受ける。
		建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	土木工事施工管理の手引き P11-6	様式-3	○				—	【対象】 上記同 ・監督職員は, 工事の着手前に, 住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては, 契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は, すみやかに手続きを行うこと。 ・電子申請可。
	その他	コリンズ(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	土木工事施工管理の手引き P7	—		○		○	—	【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は, 土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に登録。訂正時は適宜登録。監督職員への提示は不要。 (旧称: 工事カルテ受領書)
		特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	様式第9 (環境保全課)		○			●	・特定建設作業を実施する場合は, 当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までに, 当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。
	施工 計画	施工計画書	共通仕様書1-1-1-5-1、2	・土木工事施工管理の手引きP2-1~20 ・工事書類簡素化要領土木工事編	鑑:【様式-9】		○	○		●	・特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の概略発注, 制約条件等により施工方法が未確定な工種は, 詳細な内容が確定した段階で作成し提出する。(共通仕様書1-1-1-8) ・軽微な変更の場合, 変更施工計画書の提出は不要。(簡素化) (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		表紙	【作成不要】	—	—						
		目次	【作成不要】	—	—						
		(1) 工事概要	—	土木工事施工管理の手引き P2-5	—					—	・工事名, 河川または路線名, 工事場所, 工期, 請負代金, 発注者, 受注者, 工事内容(工事数量総括表の工種・種別・数量等)を記載。 ・工種が1式表示及び主体工種以外については, 工種のための記載でもよい。
		現場位置図	【作成不要】	—	—						
		図面	【提出不要】	—	—						

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円未 満の必 要書類	備 考
					発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
							監 督 職 員	受 注 者 保 管		
工 事	施 工 計 画	(2)計画工程表	—	土木工事施工管理の手引き P2-6	—				—	・横棒式工程表, 斜線式工程表, ネットワーク等で作成。
		休日取得計画表	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式				—	・週休2日工事を実施する場合, 休日取得計画表を作成し, 施工計画書に添付し提出する。
		計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式				—	・週休2日工事で、現場閉所の確認方法が計画・実施報告書の場合に作成。 ・現場閉所の確認方法が週間工程表等の場合は、休日を取得する曜日と取得状況を確認するために提出する資料を記載。
		(3)現場組織表	—	土木工事施工管理の手引き P2-7	—				●	・現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入(500万円未満は不要)。
		(4)指定機械	—	土木工事施工管理の手引き P2-8	—				—	・設計図書で指定されている機械(騒音振動, 排ガス規制, 標準操作等), 監督職員が必要と認めた機械について記載。
		(5)主要船舶・機械	—	土木工事施工管理の手引き P2-8	—				—	・設計図書で指定されていない主要なものについて記載。
		((6)主要資材)	【省略可】	土木工事施工管理の手引き P2-8	—					・材料承諾願により確認できることから、記載不要。
		(7)施工方法		土木工事施工管理の手引き P2-9～10	—				●	・主要工種毎の作業フロー, 施工方法, 使用機械, 仮設備の構造配置, 仮設建物, 材料, 機械等の仮置場, プラント等の機械設備, 運搬路, 仮排水, 安全管理に関する仮設備, 指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 ・記載対象工種は、(1)主要な工種, (2)設計図書で指定された工法, (3)共通仕様書に記載されていない特殊工法, (4)施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項, (5)特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。 ・創意工夫の取り組みとして、施工方法に関わるものを実施する場合は、その内容を記載すること。
		各工種毎の作業計画	—	—	—				—	
		各工種の構造図	【作成不要】	—	—					
		仮設備計画	—	—	—				—	
		(8)施工管理計画		土木工事施工管理の手引き P2-11～14	—				—	
		工程管理計画	—	—	—				—	・実施工程の手法・管理方法
		品質管理計画表(総括表)	—	—	—				—	・品質管理基準参照
		出来形管理計画表(総括表)	—	—	—				—	・出来形管理基準参照
		出来形管理図表	【提出不要】	—	—					
		写真管理計画表(総括表)	—	—	—				—	・写真管理基準参照
		(9)安全管理	—	土木工事施工管理の手引き P2-15～17, P10-1～2	—				●	
		安全管理計画	—	—	—				●	・安全管理体制, 安全対策, 異常気象時の防災対策を記載。
		安全管理活動計画及び安全教育・訓練計画	共通仕様書1-1-1-29-12	—	—				●	・安全訓練の実施方法, 安全巡視の実施方法, 安全活動方針を記載。
		(10)緊急時の体制及び対応	—	土木工事施工管理の手引き P2-18	—				●	
		緊急時の体制連絡系統図	—	—	—				●	・事故発生時の連絡系統図, 対応策を記載。
		病院等の位置図	【作成不要】	—	—					
		防災対策組織表	—	—	—				●	・災害発生時の体制を記載。
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-35-2.4	土木工事施工管理の手引き P2-19	—				●	・交通管理, 交通処理について記載。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書類名称		書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		500万円未満の必要書類	備考
							発注者	受注者	提出	提示		
									監督職員	受注者保管		
工事	施工計画	(12)環境対策		共通仕様書1-1-1-33-1	土木工事施工管理の手引きP2-19	—					—	・大気汚染, 水質汚濁, 振動, 騒音対策等について記載。
		(13)現場作業環境の整備		—	土木工事施工管理の手引きP2-19	—					—	・現場作業環境に関する仮設, 安全, 営繕対策について記載。
		現場環境改善の実施計画		特記仕様書	—	—					●	・現場環境改善費対象工事の場合, 具体的な内容, 実施時期について施工計画書に含め提出する。
		(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		—	土木工事施工管理の手引きP2-20	—					—	・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき, 計画する。
		処分業者一覧		【作成不要】	—	—						・アスコン, コンクリート, 汚泥, 建設発生土等の処分概要を1枚にまとめたもの。
		処理計画書		【作成不要】	—	—						・留意事項, フロー図等。
		運搬経路図 ※指定処分で搬入経路に制約がある場合は, 備考参照。		【作成不要】	—	—						・指定処分での残土処理において, 搬入経路に制約のある処分先(桜井)に搬入する場合は, 経路図等を添付すること。
		再生資源利用計画書		・共通仕様書1-1-1-20-5 ・建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条	・土木工事施工管理の手引きP11-1	(コブリス様式)					●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが, やむをえない場合は, エクセルでも可とする。
		再生資源利用促進計画書		・共通仕様書1-1-1-20-7 ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条	・土木工事施工管理の手引きP11-1	(コブリス様式)					●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが, やむをえない場合は, エクセルでも可とする。
		再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 ※再生資源利用促進計画書の添付資料		・共通仕様書1-1-1-20-8 ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項	再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について(R5.3.31国土交通省事務連絡)	—					●	・建設発生土を500m3以上搬出する工事が対象 ・国土交通省ホームページに参考記載例あり
		建設発生土受入承諾書		・共通仕様書1-2-4-13	・土木工事施工管理の手引きP11-3 ・積算運用の手引きⅡ-96	様式-3					●	・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は, 事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。
		(15)その他		—	土木工事施工管理の手引きP2-20							・契約図書及び監督職員の指示で, 施工計画書に記載を必要とするもの。
		現場環境改善の実施計画		特記仕様書	—	—					—	・現場環境改善費対象工事の場合, 具体的な内容, 実施時期について施工計画書に含め提出する。
		技術提案等の履行確認表		福岡市総合評価方式実施ガイドライン	—	様式 (技術企画課)					—	・総合評価方式により契約した場合に作成し, 施工計画書に含めて提出する。
		地下埋設物確認書		・共通仕様書1-1-1-29-19 ・特記仕様書	—	様式					●	・施工計画書に添付する。 ※Web受付等の場合は確認結果が分かるように記載する。 例) 様式の「確認結果」に「別紙のとおり」と記載し, Web受付証等を添付。
		各管理者との確認資料(地下埋設物)		【提出不要】	—	—						・各管理者との確認時に使用した資料は提出不要。
		道路使用許可証(写)		【提出不要】	—	—						・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし, 監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 ※【施工中】NO.7同様
ICT		ICT活用工事実施計画書		特記仕様書	ICT活用工事実施要領	様式		○	○		—	・ICT活用工事を行う希望がある場合, 契約後, 協議書, ICT活用工事実施計画書等を提出する。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
工 事	照 査	設計図書の照査確認資料	・工事請負契約書第18条1項 ・共通仕様書1-1-1-3-2	土木工事施工管理の手引き P3-1	鑑：【様式-9】		○			●	・契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。
		設計図書と差異有り						○	○	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、様式-9を鑑として確認資料（現地地形図，設計図との対比図，取合い図，施工図等）を監督職員に提出する。
		設計図書と一致							○	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は，監督職員への提示とし，受注者で保管する。
	着工前 測 量	工事測量成果表 （仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-40-1	土木工事施工管理の手引き P3-2～8	鑑：【様式-9】		○	○		●	（注）2部提出 （決裁後，1部返却し双方で保管）
		工事測量結果（設計図書との照合）			—					●	・設計図書と差異があった場合のみ監督職員に提出し，指示を受ける。 （注）2部提出 （決裁後，1部返却し双方で保管）
		設計図書と差異有り			鑑：【様式-9】			○	○		
		設計図書と一致			—				○		・設計図書と一致している場合は，監督職員への提示とし，受注者で保管する。
	建設 副産物	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5 ・産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）関係書類作成要領（環境局産業廃棄物指導課）	様式1 （産業廃棄物指導課）		○			●	【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 （注）2部提出（押印後，1部返却） ・メールによる提出も可。
		産業廃棄物処理委託契約書	共通仕様書1-1-1-20-2	土木工事施工管理の手引き P11-3～5	—			○	○	●	・現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。
	電子 納品	工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	様式	○				●	【対象】 電子納品対象工事。（手引き参照）
		事前協議チェックシート			様式	○				●	・発注者で入力後，受注者へ渡す。
	ASP	事前協議チェックシート （情報共有システム活用工事用）	特記仕様書	情報共有システム活用の手引き	様式	○				●	【対象】 情報共有システム活用工事。（手引き参照） ・発注者で入力後，受注者へ渡す。 ・施工計画書へ添付すること。
	施工 体制	施工体制台帳	・建設業法 第24条の8第1項 ・入札適正化法 第15条第1項，第2項 ・共通仕様書 1-1-1-11-1，4	・よくわかる建設業法（九州地方整備局） ・土木工事施工管理の手引きP5	鑑：【様式-9】 参考様式 （国土交通省）		○	○		●	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により，下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し，工事現場に備えるとともに，その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し，すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し，または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。 ・下請契約を締結した場合に提出。 ・記載事項や添付書類に変更がある場合も提出。
		契約書の写し （発注者⇄元請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	—	—					●	鑑の写しのみ。
		契約書の写し （元請⇄全下請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	—	—					●	①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。 ※契約約款は、注文書・請書のどちらか一方を添付
		建設業の許可証（写）	【提出不要】	—	—						元請，下請ともに不要。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別		書 類 名 称		書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作 成 者		位 置 付 け		500万円未満の必要書類	備 考
							発注者	受注者	提出	提示		
									監督職員	受注者保管		
工事	施工体制	元請・技術者の資格及び雇用を証する書面										雇用関係を確認する方法は以下の通り。 ・監理技術者資格証 ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 ・上記に準ずる資料 ・健康保険被保険者証(有効期限前のもの)
		主任技術者または監理技術者		建設業法施行規則第14条の2第2項第二号	—	—					●	・監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し。 ・国家資格等を保有していない場合は実務経験証明書を添付すること。
		監理技術者補佐		建設業法施行規則第14条の2第2項第三号	—	—					●	・監理技術者補佐資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要) ・監理技術者補佐を置いた場合に添付。
		専門技術者		建設業法施行規則第14条の2第2項第四号	—	—					●	・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要) ・専門技術者を置いた場合に添付。
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面		【提出不要】	—	—						元請、下請ともに不要。
		作業員名簿		建設業法施行規則第14条の2第1項第二号チ・第四号チ	—	参考様式(国土交通省)					●	
		再下請負通知書		建設業法 第24条の8第2項	—	参考様式(国土交通省)					●	
		契約書の写し(下請⇄下請)		建設業法施行規則第14条の4第3項	—	—					●	①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。 ※契約約款は、注文書・請書のどちらか一方を添付
		警備会社認定書		【提出不要】	—	—						
		警備員名簿		【提出不要】	—	—						
		教育実施状況		【提出不要】	—	—						
		交通誘導警備業務合格書		【提出不要】	—	—						
		施工体系図		・建設業法 第24条の8第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-11-2、4	・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	参考様式(国土交通省)		○	○		●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。
	地場企業下請不使用理由書		特記仕様書	—	様式-1		○	○		—	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。	
	材料	材料承諾願		共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引きP9-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	鑑:【様式-9】		○	○		●	・設計図書において指定された材料や公共物として引き受ける材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。(注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管) ・創意工夫の取り組みとして使用した材料についても、工事材料として提出する。
		JISマーク表示品				—		○		○	●	・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略可。
		事前に認定された材料				—		○		○	●	・建設発生土リサイクルプラントの製品 ・再利用施設の製品 ・アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化) ・試験結果は、監督職員及び検査員が確認を求めた場合は提示。
		使用資材一覧表		特記仕様書	—	参考様式		○	○		●	・使用する資材・製品について記入し、材料承諾願に添付のうえ、提出。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とす

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
								監 督 職 員	受 注 者 保 管		
工事	施工 管理	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】	○				●	・電子メールでの送付可(簡素化)
		工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】		○	○		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】		○	○		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】		○	○		●	・電子メールでの提出可(簡素化) ※施工計画書の提出は紙媒体とする。 (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】		○	○		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	工事書類簡素化要領土木工 事編	【様式-9】		○	○		●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
		関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	共通仕様書1-1-1-38-3	—	—		○		○	●	・許可, 承諾等を得た資料は, 提出ではなく提 示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし, 監督職員から提出の請求があった場合は写 しを提出する。
		近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-38	—	—		○		○	●	・監督職員から提出の請求があった場合は提 出する。
		材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引 き P9-1	【様式-10】		○	○		●	・設計図書に従って現場確認が必要な工事材 料がある場合は, 監督職員と協議の上, 作成 し提出。
		確認・立会依頼書	・工事請負契約書第14条 ・共通仕様書3-1-1-4-1	土木工事施工管理の手引き P9-2～3	【様式-12】		○	○		●	・設計図書に従って監督職員の立会が必要な 場合, 必要に応じて関係資料の写しを添付 し, 監督職員に提出する。 ・提出方法は, ①確認・立会依頼書【様式- 12】に記載して提出, ②週間工程表などに, 立会日や内容を記載して提出 等とし, 事前 に監督職員に確認すること。 ・なお, 電子メールに必要事項を記入して依 頼することも可とする。 ・電子メールでの提出可
		段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	土木工事施工管理の手引き P9-2～4	【様式-11】		○	○		●	・設計図書で規定されている場合に適用し (例: 共通仕様書記載の段階確認一覧表に示 す項目など), 事前に段階確認に係わる報告 (種別, 細別, 施工予定時期等)を監督職員に 提出する。 ・提出方法は, ①段階確認書【様式-11】によ る整理, ②施工計画書-施工方法の工種フ ロー内に明記, ③週間工程表による確認 等 とし, 事前に監督職員に確認すること。 ・段階確認で監督職員の確認を受けた書面 は, 工事完成時までに監督職員へ提出するこ と。
	安全 管理	安全・訓練等の実施報告書	共通仕様書1-1-1-27-13	・土木工事施工管理の手引 きP8-4 ・工事書類簡素化要領土木 工事編	様式3-4		○		○	—	・実施状況写真を添付すること。 ・監督職員への提出は不要, 提示とする。(簡 素化)
		安全教育訓練出席者名簿	【作成不要】	—	—						・出席者の自筆記名や押印は不要。
		安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-29-13	工事書類簡素化要領土木工 事編	—		○		○	—	・監督職員への提出は不要, 提示とする。(簡 素化)

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		500万円未満の必要書類	備考		
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管			提出	提示
工事	安全管理	災害防止協議会等の議事録	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6.(5) (H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○		○	●	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項, 安衛則第635条), 安全衛生協議会(安衛法第30条, 安衛則第635条, 共通仕様書1-1-1-29-16)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に対象。		
		足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条, 第568条, 第575条の8	—	—		○		○	●	・足場(安衛則第655条(注文者), 第567条(事業者)), つり足場(安衛則第568条(事業者)), 作業構台(安衛則第655条の2(注文者), 第575条の8(事業者))が該当。		
	事故	事故報告関連		—	—	—					●	・事故発生に伴う手続きについては, 左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
		事故速報	・共通仕様書1-1-1-32 ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領	土木工事施工管理の手引き P10-2	【様式-13】	○	○	○		●	・事故が発生した場合, 電話等により直ちに報告する。 ・概要について事故速報【様式-13】により整理・提出する。 ・必要に応じて第2, 第3報する。 ・最終報告で事故報告書(様式2)を提出する。 ・工事担当課は, 様式2「事故報告」について事実確認のうえ, 様式2-1「報告書(監督担当課の見解)」を作成し, 様式2(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付する。		
		事故報告書			様式2 (左記要領に基づく)		○	○		●			
		報告書(監督担当課の見解)			様式2-1 (左記要領に基づく)	○				●			
	工程管理	工事履行報告書	・工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-26	—	【様式-14】		○	○		—	・工事進捗状況を把握するため, 実施工程表について提示を求めることがある。 ・実施工程表や週間工程表など, これに代わるものが提出された場合は提出不要とする。		
		実施工程表(週間工程表等)	土木工事施工管理の手引き P4-2	—	—		○		○	●	・維持工事や応急工事等は省略可能。 ・工事履行報告書に代わるものとする場合は提出。 ・週休2日工事で, 現場閉所の確認方法が週間工程表等の場合は提出。		
		作業日報	福岡市請負工事監督規定第10条	—	—		○		○	●			
	契約	中間前金払	中間前金払認定請求書	工事請負契約書第34条の2第3項	前金払, 中間前金払及び部分払の事務取扱いについて (R4.12.1改正 契約課)	【様式-15】		○	○		●	【対象】 前払金を受けた後, 工期が3月以上で次の要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約については, 当該年度の工期)の2分の1を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。 【割合及び支払限度額】 ・契約金額の10分の2以内。(支払限度額は5億円)ただし, 前金払と中間前金払の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。(支払限度額は15億円) ・中間前金払請求前に, 部分払をしている場合は, 前金払, 部分払及び中間前金払の合計額は, 契約金額の10分の9以内とする。 【認定請求】 受注者は, 中間前金払認定請求書, 工事履行報告書及び工程表(着手時から変更がある場合のみ)を提出し, 発注課から中間前金払認定調書の交付を受けること。 【請求】 竣工期日前(履行期間が2年度以上にわたる契約にあっては, 当該年度末日前)1月まで。 ・【支払】 発注者は, 請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条の2.3項) ※請求書の様式は, 【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
			工事履行報告書及び工程表			【様式-14】		○	○		●		
			中間前金払認定調書			様式(契約課)	○				●		
請求書(中間前金)			【様式-5(1)】			○	○		●				
保証事業会社の保証証書			—			○	○		●				
			工事請負契約書第34条の2第1項										

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
								監 督 職 員	受 注 者 保 管		
契 約	指定 部分 完成 検査	指定部分完成通知書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-23-1	検査課受付時確認書類一覧 (H26.8 検査課)	【様式-16】		○	○		●	【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(指定部分)がある工事。 ※請求書の様式は,【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
		出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-23-2		—		○	○		●	
		指定部分引渡書			【様式-17】		○	○		●	
		請求書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-23-1		【様式-5(1)】		○	○		●	
	出来高 (部分 払) 検査	部分払申請書	・工事請負契約書第38条2項 ・福岡市検査規程第3条	・部分払取扱要領(H13.4一部改正 検査課) ・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課) ・前金払, 中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(R4.12.1改正 契約課)	参考様式 (検査課)		○	○		●	【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上でかつ, 出来形部分が10分の4を超える工事。 【割合】 出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内。 【請求】 竣工期日前1月まで。なお, 頭書記載の限度回数をこえることができない。 【支払】 発注者は, 請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。(工事請負契約書第38条5項) ※請求書の様式は,【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
		出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-23-2		—		○	○		●	
		既済部分明細書	福岡市検査規程第3条		参考様式 (検査課)	○				●	
		部分払金計算書			参考様式 (検査課)	○				●	
		請求書	工事請負契約書第38条5項		【様式-5(1)】		○	○		●	
	中間 確認 検査	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	契約事務規則第41条1項第4号	中間確認検査の取扱いについて(H26.8.1一部改正 検査課)	別紙1 (検査課)		○	○		●	
		中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			別紙2 (検査課)	○				●	
		工事の部分使用について	・工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書1-1-1-24		【様式-22】		○	○		●	・部分使用がある場合に提出する。
	工期 変更	工期延長の請求資料	工事請負契約書第21条	—	—		○	○		●	・理由を明示した書面により, 工期の延長を請求できる。(受注者→発注者)
		工期短縮の請求資料	工事請負契約書第22条	—	—	○				●	・特別の理由により工期短縮の必要があるとき, 工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者)
	設計 変更	協議書(工事打合せ簿)	福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)	—	【様式-9】		○	○		●	・受注者は, 必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。
		通知書(工事打合せ簿)	・工事請負契約書第18条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	—	【様式-9】	○				●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合, 調査を実施し, 結果をとりまとめ, 調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。
		設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン (土木工事編)	—	様式2-5	○				●	・通知書に添付する。
	一時 中止	基本計画書	・共通仕様書1-1-1-17-3 ・工事一時中止に係るガイドライン	—	鑑:【様式-9】		○	○		●	・必要に応じて作成する。 (注)2部提出 (決裁後, 1部返却し双方で保管)
	支給品	支給材料受領書	工事請負契約書第15条3項	—	【様式-24】		○	○		●	・支給材料を受領した場合に提出する。
		支給品精算書	共通仕様書1-1-1-18-3	—	【様式-25】		○	○		●	・支給材料がある場合, 工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出する。
貸与品借用書		工事請負契約書第15条3項	—	—		○	○		●	・貸与品がある場合に提出する。	
現場 発生品	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-19	—	【様式-28】		○	○		●	・現場発生品がある場合に提出する。	

工事関係書類一覧【施工中】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
								監 督 職 員	受 注 者 保 管		
工事	中間 技術 検査	工程表(中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	・共通仕様書3-1-1-8-3～7 ・福岡市中間技術検査要領	検査課受付時確認書類一覧 (H26.8 検査課)	-		○	○		-	【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 出来高が概ね50%に達するまでとなったときまたは工事の施工上の重要な変化があったとき。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施する。
		図面(平面図等)			-		○	○		-	
	建設 副産物	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	共通仕様書1-1-1-20-3	・土木工事施工管理の手引きP11-3～5	-		○		○	●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
	建退共	被共済者就労状況報告書	・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (R3.3.30国不入企第40号)	-	参考様式 (建退共事務 受託様式第4号・第5号)		○		○	●	・監督職員または検査員の請求があった場合提示。
		工事別共済証紙受払簿		-	参考様式 (様式第032号 (建退共))		○		○	●	・証紙貼付方式による場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。
		掛金充当書		-	-		○		○	●	・電子申請方式の場合で、監督職員または検査員の請求があった場合提示。
		建設業退職金共済制度加入労働者数報告書		-	参考様式 (建退共事務 受託様式第6号)		○		○	●	・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。
		他の退職金制度に係る加入証明書			-		○		○	●	・上記報告書と合わせて確認
		対象者一覧表	【提示不要】	-	-						
		建設業退職金共済契約者証	【提示不要】	-	-						
		建設業退職金共済手帳	【提示不要】	-	-						
		就労状況報告書及び共済証紙受領書	【提示不要】	-	様式2号 (建退協事務 受託様式)						
		共済証紙貼付状況報告書	【提示不要】	-	様式3号 (建退協事務 受託様式)						

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示		
								監督 職員	受注者 保管		
契約	契約 関係	完成通知書	・工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-22-1	—	【様式-29】		○	○		●	
		建設業退職金共済制度 関連資料	—	—	—						
		掛金収納書提出用台紙 ※工期途中で購入した場合のみ	・共通仕様書1-1-1-42-6	・土木工事施工管理の手引きP6	【様式-4-1】		○	○		●	・証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出。
		掛金収納書 ※工期途中で購入した場合のみ			—		○	○		●	・証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、上記台紙に貼り付け工事完成までに提出。
		掛金収納書(電子申請方式) ※工期途中で購入した場合のみ			—		○	○		●	・電子申請方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、工事完成までに提出。
		建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表			【様式-4-2】		○		○	●	
		引渡書	工事請負契約書第31条4項	—	【様式-30】		○	○		●	
		請求書	工事請負契約書第32条1項	—	【様式-5(1)】		○	○		●	※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
工事	工事 書類 (一括 提出も 可)	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-25-8	・土木工事施工管理の手引きP6-1～2 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		出来形管理図表			【様式-31】		○	○		—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・管理方法は出来形管理展開図、設計図利用出来形管理図、出来形管理図表等とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-31】は、別様式でも可
		出来形数量計算書			—		○	○		—	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		出来形管理工程能力図	【作成不要】	—	—						
		コア―結果表	—	—	—		○	○		—	
		段階確認実施時の確認資料	—	工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		●	・監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認資料(図面チェック等)を出来形管理資料に添付し提出する。この場合、出来形管理写真の撮影は不要。(簡素化) ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・段階確認完了写真を工事写真帳へ添付する。
		段階確認完了写真	【提出不要】	工事書類簡素化要領土木工事編	—						・工事写真帳へ添付し提出する。(簡素化)
		品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-25-8	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
		品質管理図表			【様式-32】		○	○		●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-32】は、別様式でも可
		品質管理工程能力図			—						
		品質管理写真	共通仕様書1-1-1-25-8	・土木工事施工管理の手引きP8-6～11 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		●	・工事写真帳に含めず、監督職員の指示により別途製本、整理する。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)

工事関係書類一覧【工事完成時】

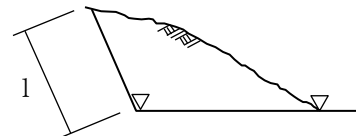
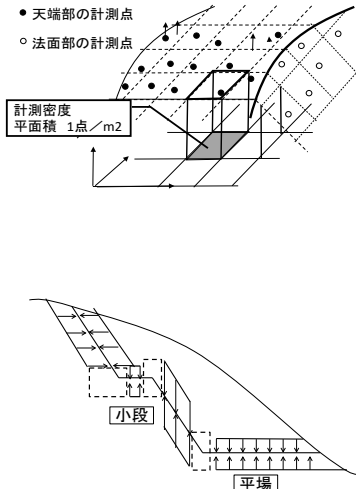
種別	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		500万円未満の必要書類	備考
					発注者	受注者	提出	提示		
							監督職員	受注者保管		
工事	工事書類（一括提出も可）	品質規格証明書	共通仕様書2-1-2-1	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○	○	● ・工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等。 ・受注者で整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・ただし、設計図書で提出を定められたものは提出。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示とすることができる。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 ・提出部数は1部とする。（簡素化）
		材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編	—		○		○	— ・上記について、使用材料を確認できる資料が材料納入伝票のみの場合。
		材料納入集計表	【作成不要】	—	—					
		交通誘導警備員日報伝票	【提出不要】	—	—					
		交通誘導警備員集計表	【作成不要】	—	—					
		出荷証明書	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編	—		○		○	—
		工事写真帳	共通仕様書1-1-1-25-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1～3 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		● ・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 ・工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。 ・写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要。（簡素化） ・使用材料の形状寸法写真について、施工後も確認できるものは不要。また、設置後においても監督職員等が段階確認（配筋完了、据付完了等）を行うものは不要。（簡素化） ・監督職員等が臨場して段階確認した場合、出来形管理写真の撮影は不要。ただし、確認完了写真を工事写真帳に添付する。（簡素化） ・産廃処理の状況写真について、品目・処分場毎に1回の撮影とする。（簡素化） ※電子で提出する場合は、A4版（3枚等/ページ）に整理したPDF形式とする。
		社内パトロール、KY活動等の状況	【作成不要】	—	—					
		排出ガス対策型建設機械の使用状況	【作成不要】	工事書類簡素化要領土木工事編	—					・排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要。（簡素化）
		現場環境改善の実施状況	特記仕様書	—	—					● ・実施状況について工事写真に含め提出する。
		工事写真原本	共通仕様書1-1-1-25-8	土木工事施工管理の手引きP8-1～3	—		○	○		● ・「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべてを含むこと。 ※1: 容量が大きいためASPでの提出は不可。電子媒体で提出すること。 ※2: 電子媒体（CD-ROM等）、ネガ、APSのカートリッジフィルムのいずれかで提出。
		写真一覧	—	・土木工事施工管理の手引きP8-1～3 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		● ※上記原本を電子媒体で提出する場合、写真一覧、工事写真整理帳の作成及び提出は不要。（簡素化）
		工事写真整理帳	共通仕様書1-1-1-25-8		—		○	○		—
		現場環境改善の実施報告書	【作成不要】	—	—					・実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要。
		工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	・共通仕様書3-1-1-10 ・特記仕様書 ・福岡市請負工事成績評定要領	—	【様式-34(1)】		○	○		● ・工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。
		工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）			【様式-34(2)】		○	○		●

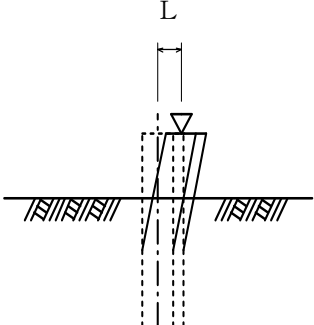
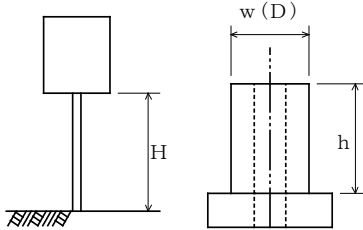
工事関係書類一覧【工事完成時】

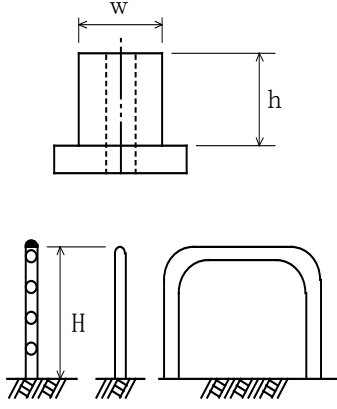
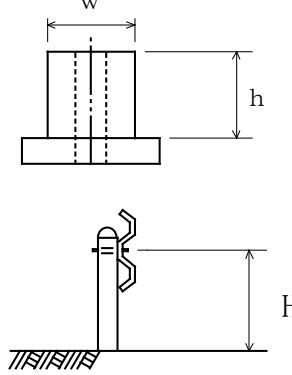
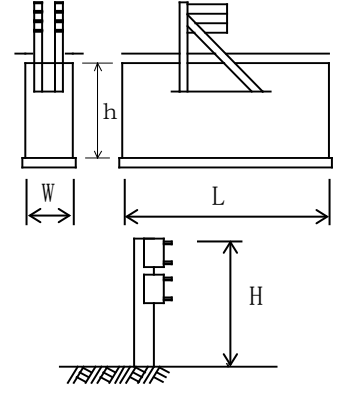
種別		書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
						発注者	受注者	提出	提示		
								監督 職員	受注者 保管		
工事	週休 2日	休日取得実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式		○	○		—	・週休2日実施工事の場合、実施状況を取りまとめ、休日取得実施報告書を作成し提出する。
		計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式	○	○	○		—	・週休2日工事の場合に作成。 ・現場閉所の確認方法： 週間工程表等の場合、発注者が作成 計画・実施報告書の場合、受注者が作成
	電子 納品	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	—		○	○		—	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照) ・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品する。
		電子媒体納品書			参考様式		○	○		—	
	総合 評価	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	—	様式 (技術企画課)		○	○		—	・総合評価方式により契約した場合に提出する。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。
	建設 副産物	搬入伝票		土木工事施工管理の手引きP11-2	—		○		○	●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
		産業廃棄物処理実績報告書	・産業廃棄物処理計画書(福岡市条例)関係書類作成要領(環境局産業廃棄物指導課)		様式3 (産業廃棄物指導課)		○			●	・産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。
		再資源化処理施設搬入明細書	—		—		○		○	—	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。
		再生資源利用実施書	・共通仕様書1-1-1-20-12 ・建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条		(コブリス様式)		○	○		●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		再生資源利用促進実施書	・共通仕様書1-1-1-20-12 ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条		(コブリス様式)		○	○		●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		事前確認結果報告書	積算運用の手引き 工事編 第Ⅱ編(第6章 建設副産物について)	公共工事における建設発生土の取り扱いについて(通知)(R4.9.16財監第162号)	様式-2	○				●	建設発生土を確認処分した場合
		受領書	・共通仕様書1-1-1-20-10 ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条		—		○		○	●	・建設発生土を500m3以上搬出する工事が対象
	検査	指摘事項完了報告書	—		—		○	○		●	
		修補完了届	共通仕様書1-1-1-22-6	—	【様式-21】		○	○		●	

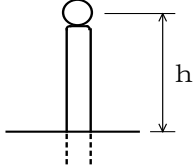
工事関係書類一覧【その他】

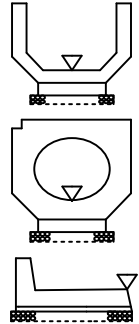
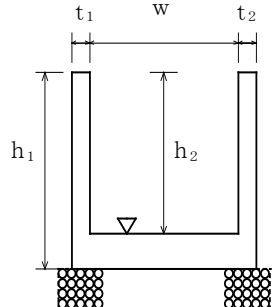
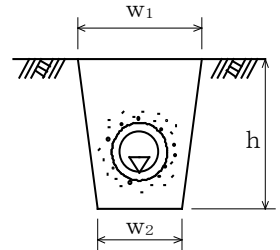
種別	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式	書 類 作成者		位置付け		500 万円 未満 の必 要書 類	備 考
							提出	提示		
					発注者	受注者	監督 職員	受注者 保管		
	下請の作業完成を確認するための検査を行ったことが確認できる書面	建設業法第24条の4	－	－		○		○	－	
	下請業者に対する安全管理の指導状況が確認できる書類	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5, 14_(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	－	－		○		○	－	
	施工体制に関する社内チェック等が確認できる書面(本店や支店による支援体制)	－	－	－		○		○	－	
	工場製作期間, 技術者を適切に配置していることを確認できる書面	－	－	－		○		○	－	
	店社パトロール記録	－	－	－		○		○	－	・明確な規定なし。元請業者に設置されている安全(衛生)委員会(安衛法第19条関連)では、安衛則第21条に定める安全に関する規定の作成又は安全教育の実施計画を定めており、多くの元請業者は、実施計画に店社パトロールを実施することを定めている。
	安全巡視, TBM, KY等の記録	－	－	－		○		○	●	・安全巡視は, 安衛則第637条で定められている。
	新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9, 14_(8)(H7.4.21 基発第267号通知)	－	－		○		○	●	
	過積載防止取組みの記録	－	－	－		○		○	●	
	使用機械, 車輛等の点検整備等の記録	・労働安全衛生法 第45条 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	－	－		○		○	－	
	重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録	－	－	－		○		○	－	
	山留め, 仮締切等の設置後の点検及び管理の記録	・建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(国交省)第54 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	－	－		○		○	－	
	保安施設等の整理・設置・管理の記録	－	－	－		○		○	－	
	作業手順書	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5, 14_(4)(H7.4.21 基発第267号通知)	－	－		○		○	－	

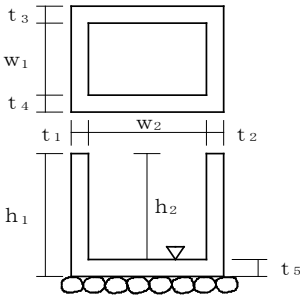
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m (または50m) 以下のものについては1 施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。		
						法長 1	1 < 5m	-200				
							1 ≥ 5m	法長-4%				
1 共 通 編	2 土 工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

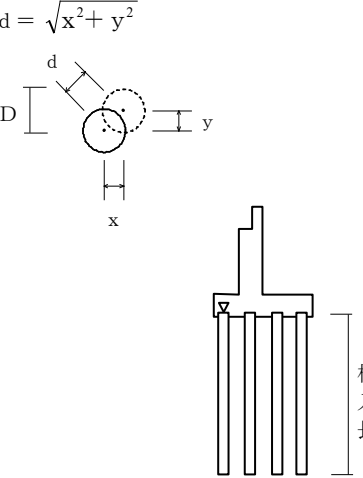
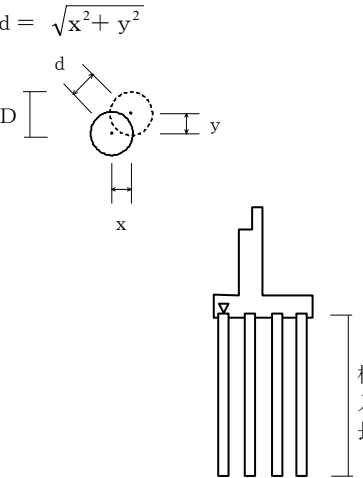
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	4		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 L	100			
						延 長	-50			
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所		
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1箇所／1基		
						基礎	幅 w (D)	-30		
							高さ h	-30		
							根 入 れ 長	設計値以上		
								基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

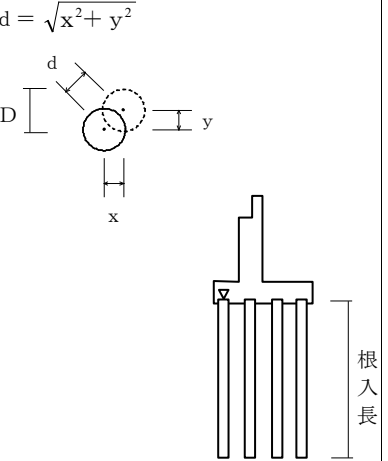
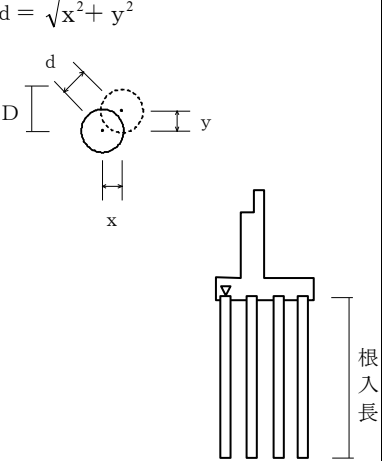
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
								-20			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1箇所／施工延長40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
								-20			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30	1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
								-20			

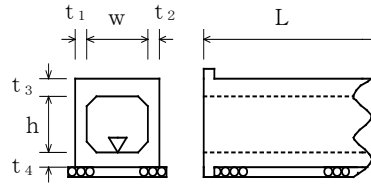
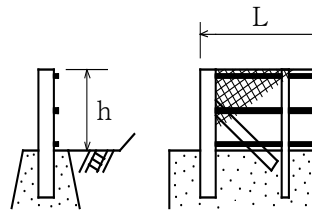
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1 箇所／10本 10本以下の場合は、2 箇所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500m ² とする。		

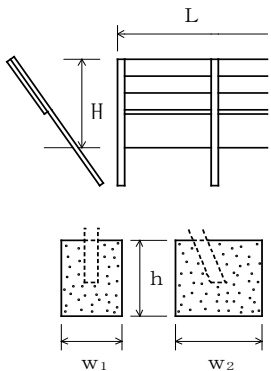
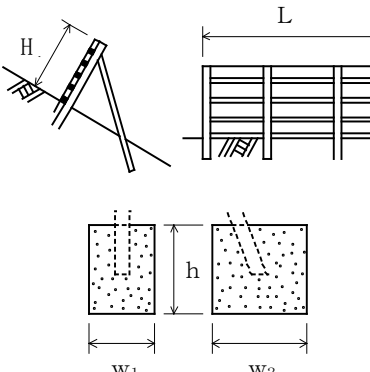
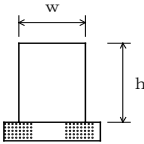
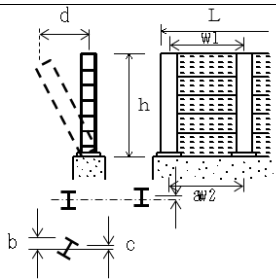
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延 長 L	-200			
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深 さ h	-30	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	-200			

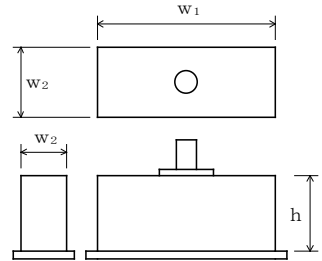
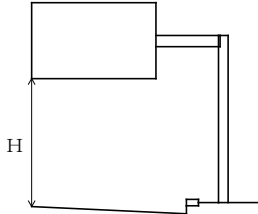
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水枳工	基 準 高 ∇	± 30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500m2とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1 ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径	設計径（公称径）-30以上			
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径） 以上※			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長l (m)	±3…1≤10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								±4…1＞10			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t1～t4		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		±30			
						延長L	L＜20m	-50			
							L≥20m	-100			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点にて測定。		
						延 長 L		-200			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ H		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L		-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高 さ h	-30			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ H		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎 基礎1基毎 全数		
						延 長 L		-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高 さ h	-30			
						アンカー長 l					
							打 込 み l	-10%			
	埋 込 み l	-5%									
10 道 編	1 道 改 良	12 遮 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w		-30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		
						高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h		+30, -20	1 施工箇所毎		
						延 長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1箇所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1箇所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1箇所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

品質管理基準及び規格値

青字：削除 赤字：追記

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成 績表等 による確認 が出来る 項目
1 セメント・ コンクリート (転圧コンク リート・ コンクリート ダム・ 覆工コンク リート・ 吹付けコン クリートを除 く)	材料	必須	配合試験	—	—	特記仕様書で指示した場合。 JIS指定工場以外の製品を使用する場合。 現場練りコンクリートの場合。	—	
			アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材 反応抑制対策 について」(平 成14年 7月31 日付け国官技 第112号、国港 環第35号、国 空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月 以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他 く(J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ド ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～ 5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場 合。	—	○
			骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～ 5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨 材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場 合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラ グ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロ ニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ 骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉 酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材—第5部:石炭ガス 化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／ 年12か月 月以上及び産地が変 わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上 及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の 場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける 場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受け る場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場 合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	—	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上 の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／ 年12か月 月以上及び産地が変 わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の モルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度に よる砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色よ り濃い場合。	—	○
			骨材中の粘土塊量の 試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場 合。	—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JIS I S マークは除く表示されたレイミックスコンクリートを使用)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6か月12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	—	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		—	○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント)		—	○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	—	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合:JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／ 年12か 月以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回／ 年12か 月以上。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。		○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○	
		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略 することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の 判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種 当たりの総使用量が50m3以上の場合 は、50m3ごとに1回 の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2013 323 ,503-20 0723)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」(「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリートの使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工及び重要構造物を対象とする。 100m ³ ／日以上の場合:2回／日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 【レディミストコンクリート単位水量測定における重要構造物】 1.擁壁(H=5m以上) 2.ボックスカルバート(内空断面積25m ² 以上) 3.橋梁(上・下部・床版) 4.トンネル 5.ダム 6.砂防堰堤(H=10m以上) 7.排水機場 8.堰・水門(H=3m以上) 9.樋門・樋管(内空断面積10m ² 以上) 10.洞門 11.その他測定が必要と認められる重要構造物 ※1:プレキャスト製品を除く。 ※2:1日当たりコンクリート使用量が100m ³ 未満の場合でも、上記の1～11に該当する場合は、単位水量測定を実施する。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・コンクリートの圧縮強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。(P7-56) ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
4 プレキャストコンクリート製品 (JISⅠ類及びJISⅡ類以外)	材料	その他 は（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回／月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回／週以上)	—	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回／6ヶ月12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 製作開始前、1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上	—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
4 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類は除く)	材料	その他	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		—	○
		コ (J I S マーケットを使用示される場合は除く)	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書J C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	—	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
15 転圧コンクリート	材料 （ す へ る J 場 I S は マ ー ク ） 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	－	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	－	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		－	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書J C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／ 年12か・月 以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書J C	塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上			
	製造 （ ブ ラ ン ト ） （ J I S マ ー ク ） 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／ 年12か・月 以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
22 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		く（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	—	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／ 年 12 か 月 以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	—	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
22 吹付工	材料	その他 ト（JIS使用する場合は表示されたいミキストコンクリー	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	－	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		－	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (ブランド)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
	リート（JISを使用する場合表示されたいミキストコンクリー	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年12か月以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-201323,503-200723)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-201323	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
23 現場吹付法 枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
23 現場吹付法 粹工	材料	その他 (J I S マー ク表示されたレ ディミクス トコンクリ ートを使用 する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	—	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／ 年12か月 以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	—	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／ 6ヶ月12か月 以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／ 年12か月 以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	—	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成 績表等 による確認 が出来る 項目
23 現場吹付法 枠工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合: JIS A 5308附属 書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下塩化物イオン量: 200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分 以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／ 年12か 月以上及び水質が変 わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用 していることを示す資料による確認を行う。	○
		(JIS マーク 表示さ れたレ ディミ クスト コンク リート を使用 する場 合は除 く)		回収水の場合: JIS A 5308附属 書JC	塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分 以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／ 年12か 月以上及び水質が変 わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に 適合するものとする。	○
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度	—	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認 を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの 場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／ 年12か 月以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場 合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンク リート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋 台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋 門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び	○
				連続ミキサの場 合: 土木学会規準 JSCE-I 502- 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			
			施工	その他	スランプ試験(モルタル 除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認 められた時。

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成 績表等 による確認 が出来る 項目
23 現場吹付法 枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561- 201323	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用 するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7 日間及び28日間放置後、φ 5cmのコアを切り取りキャッピ ングを行う。1回に6本(σ 7…3本、σ 28…3本、)とする。	・参考値:18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50m3未満の 場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンク リート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工 種当たりの総使用量が50m3以上の場合 は、50m3ごとに1 回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照 ※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目に ついて」を参照すること。	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕 様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略 することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定 は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場 合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンク リート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種 当たりの総使用量が50m3以上の場合 は、50m3ごとに1回 の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含 有率試験方法」(JSCE- C502-201323,503-200723) また は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認 められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場 合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンク リート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種 当たりの総使用量が50m3以上の場合 は、50m3ごとに1回 の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロッ クボルトの引抜 試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	—	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目に ついて」を参照すること。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	—	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			—	
			土の含水比試験	JIS A 1203			—	
			土の液性限界・塑性限 界試験	JIS A 1205			—	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。	—	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験 の方法と解説			—	
			土の圧密試験	JIS A 1217			—	
			土のせん断試験	地盤材料試験 の方法と解説	当初及び土質の変化した時。		—	
			土の透水試験	JIS A 1218			—	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
28 覆工コンクリート (NATM)	(J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年 7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材 JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回／ 年12か月 以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	—	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回／ 年12か月 以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	—	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	—	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
28 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	—	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214(エコセメント)		—	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量:200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	—	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年12か月以上。	—	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年12か月以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
28 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」(「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、 重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試験料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ 7…3個、σ 28…3個)とする。	—	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013 ²³ ,503-2007 ²³)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。	—	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	—	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認が出来る項目
29 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書J C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書J C	塩化物イオン量: 200ppmmg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント) はクヘ除ストI Sコンマクリーク表示を使用したすれるデ場合イ合ミ	その他	計量設備の計量精度	—	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回／年12か月以上。	レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-F 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-201323,503-200723)または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-201323	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日,28日 (2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	—	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回	—	

工事関係書類 様式一覧【土木】

【 】内の様式は、国の統一化様式です。

No.	書 類 名 称	様 式	No.	書 類 名 称	様 式
1	工事打合せ簿	【様式-9】	34	中間前金払認定調査	様式 (契約課)
2	協議書(工事打合せ簿)	【様式-9】		請求書(中間前払金)	【様式-5(1)】
3	請求書	【様式-5(1)】	35	指定部分完成通知書	【様式-16】
	建設工事請負契約書	様式 (契約課)	36	指定部分引渡書	【様式-17】
	請書	様式第6号 (契約課)	37	部分払申請書	参考様式 (検査課)
	見積書	様式第10号 (契約課)	38	既済部分明細書	参考様式 (検査課)
	着手届	様式第13号	39	部分払金計算書	参考様式 (検査課)
4	現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	【様式-1】 【様式-1(3)】	40	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	別紙1 (検査課)
5	経歴書	【様式-1(2)】	41	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合	別紙2 (検査課)
6	掛金収納書提出用台紙	【様式-4-1】	42	工事の部分使用について	【様式-22】
7	監督員通知書	様式1-1	43	通知書(工事打合せ簿)	【様式-9】
	請求書(前払金)	【様式-5(1)】	44	設計変更事由書	様式2-5
8	分別解体等の計画等	別表3	45	被共済者就労状況報告書	参考様式 (建退共事務受託様式第4号・第5号)
9	建設リサイクル法に基づく通知書	様式-3	46	工事別共済証紙受払簿	参考様式 (様式第032号(建退共))
10	特定建設作業実施届出書	様式第9 (環境保全課)	47	建設業退職金共済制度加入労働者数報告書	参考様式 (建退共事務受託様式第6号)
11	休日取得計画表兼実施報告書 計画・実施報告書	様式		就労状況報告書及び共済証紙受領書 【提出不要】	様式2号 (建退共事務受託様式)
12	再生資源利用計画書	建設副産物情報交換 システムより出力※		共済証紙貼付状況報告書 【提出不要】	様式3号 (建退共事務受託様式)
13	再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換 システムより出力※	48	完成通知書	【様式-29】
14	建設発生土受入承諾書	様式-3	49	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	【様式-4-2】
15	技術提案等の履行確認表	様式 (技術企画課)	50	引渡書	【様式-30】
16	地下埋設物確認書	様式	51	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	【様式-34(1)】
17	ICT活用工事(土工)実施計画書	様式	52	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	【様式-34(2)】
18	産業廃棄物処理計画書	様式1 (産業廃棄物指導課)	53	電子媒体納品書	参考様式
19	工事概要	様式	54	技術提案等の履行確認結果表	様式 (技術企画課)
20	電子納品事前協議チェックシート 土工工事用	様式	55	再生資源利用実施書	建設副産物情報交換 システムより出力※
21	事前協議チェックシート (情報共有システム活用土工用)	様式	56	再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換 システムより出力※
22	施工体制台帳	参考様式 (国土交通省)	57	産業廃棄物処理実績報告書	様式2 (産業廃棄物指導課)
23	再下請負通知書	参考様式 (国土交通省)	58	修補完了届	【様式-21】
24	施工体系図	参考様式 (国土交通省)	59	検査員指摘事項完了報告書	様式
25	作業員名簿	参考様式 (国土交通省)	60	工程表 変更工程表	【様式-3(1)】
26	地場企業下請不使用理由書	様式-1	61	出来形管理図表 品質管理図表	【様式-31】 【様式-32】
27	使用資材一覧表	参考様式	62	材料確認書	【様式-10】
28	安全・訓練等の実施報告書	様式3-4	63	段階確認書	【様式-11】
29	事故速報	【様式-13】	64	確認・立会依頼書	【様式-12】
30	事故報告書	様式2	65	支給品受領書	【様式-24】
31	報告書(監督担当課の見解)	様式2-1	66	支給品精算書	【様式-25】
32	工事履行報告書	【様式-14】	67	現場発生品調査	【様式-28】
33	中間前金払認定請求書	【様式-15】			

※ 建設副産物情報交換システムで入力することを原則とするが、やむをえない場合は、エクセル入力でも可とする。

福岡市 現行 R6.4

様式-1

課長	総括監督員	監督員

現場代理人等通知書

年月日:

(あて先) 福岡市長

(受注者)

令和〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事について工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者又は監理技術者補佐氏名※

特例監理技術者氏名

專門技術者氏名

※技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入でも可

福岡市 改定 R7.4

様式-1

課長	総括監督員	監督員

現場代理人等通知書

年月日:

(あて先) 福岡市長

(受注者

令和〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事について工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別
紙経歴書を添えて通知します。

三

現場代理人氏名

主任技術者又は
監理技術者氏名※

監理技術者補佐氏名

専門技術者氏名

※技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入でも可

様式－1 (3)

課長	総括監督員	監督員

年月日:

(あて先)
福岡市長

(受注者)

現場代理人等変更通知書

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

令和○年○月○日 付けて通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり
変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

- (注) 1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
 - ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・専門技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・特例監理技術者

様式－1 (3)

課長	総括監督員	監督員

年月日:

(あて先)
福岡市長

(受注者)

現場代理人等変更通知書

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

令和○年○月○日 付けて通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり
変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

- (注) 1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
 - ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・専門技術者

様式－ 1 (2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

生 年 月 日

*最 終 学 歴

資格及び資格番号

*工 事 経 歴

*営業所の専任技術者 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲む

兼任する工事	①発注機関名称
	②工事名
	③工事場所
	④契約金額
	⑤履行期間
	⑥兼任の種類 現場代理人・主任技術者 ・ 特例監理技術者

※いずれかを○で囲む

(注) 1. *は、技術者の資格要件を、実務経験とする場合に、技術者の設置基準（特記仕様書で定められたものを含む）に適合していることが確認できるよう、その内容を記入してください。

2. 兼任する工事の欄は、現場代理人、又は専任を要しない主任技術者として兼任する工事がある場合に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出てください。

様式－ 1 (2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

生 年 月 日

*最 終 学 歴

資格及び資格番号

*工 事 経 歴

営業所技術者等 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲む

兼任する工事	①発注機関名称
	②工事名
	③工事場所
	④契約金額
	⑤履行期間
	⑥兼任の種類 現場代理人・主任技術者 ・ 監理技術者

※いずれかを○で囲む

(注) 1. *は、技術者の資格要件を、実務経験とする場合に、技術者の設置基準（特記仕様書で定められたものを含む）に適合していることが確認できるよう、その内容を記入してください。

2. 兼任する工事の欄は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として兼任する工事がある場合に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出てください。

福岡市 現行 R6.4

休日取得計画表兼実施報告書

○/○/○
(休日取得計画提出)

本工事は、週休2日(4週8休)に取り組むこととし、下記のとおり休日取得計画を作成しましたので提出します。

工事名: ○○建設工事

工期： 〇〇/〇〇/〇〇 ～ 〇〇/〇〇/〇〇
(着手日: 〇〇/〇〇/〇〇 , 現場施工完了日: 〇〇/〇〇/〇〇)

		第1週							第2週							第3週							第4週							計画		実施				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象 日数	休暇 予定日数	対象 日数	休暇 取得日数			
1 周期	月																																			
	日																																			
	曜日																																			
	行事																																			
計画																													28		28					
実施																														未達成		未達成				
2 周期	月																																			
	日																																			
	曜日																																			
	行事																																			
計画																													28		28					
実施																														未達成		未達成				
3 周期	月																																			
	日																																			
	曜日																																			
	行事																																			
計画																													28		28					
実施																														未達成		未達成				
4 周期	月																																			
	日																																			
	曜日																																			
	行事																																			
計画																													28		28					
実施																														未達成		未達成				
5 周期	月																																			
	日																																			
	曜日																																			
	行事																																			
計画																													28		28					
実施																														未達成		未達成				

合 計	
實施	
対象日数	休暇取得日数
392	
未達成	

凡例

休日等(入力要)		対象外(入力要)		対象外(自動出力)	
休	休日	年	年末年始休暇(5日間) ※元日(祝日)を含む6日間	完	現場完了済み
代	代休	中	一時中止期間等		
		夏	夏季休暇(3日間)		

福岡市 改定 R7.4

計画・実施報告書

1. 工事条件

工事名			
工期		～	
対象	令和6年度	※数字のみ記入ください。	

2. 確認表 必要のない月は非表示にしてください。

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

道期			判定
年間日数		365 日	
生産設備利用日数		0 日	
対象期間日数		365 日	
計画	閉所日数	0 日	
	閉所率	0.0 %	NG
実施	閉所日数	0 日	
	閉所率	0.0 %	NG

4 月		判定
対象期間	30 日	
対象期間外	0 日	
計画	開所日数 0 日 開所率 0.0 %	NG
実施	開所日数 0 日 開所率 0.0 %	NG
春の土日以上の開所		NG

5月		判定
対象期間	31日	
対象国・海外	0日	
計画	開所日数 開所率	0日 0.0% NG
実施	開所日数 開所率	0日 0.0% NG
歴上の土日以上の開所		NG

6月		判定
対象期間	30日	
対象期間外	0日	
計画	開所日数 開所率	0日 0.0%
実施	開所日数 開所率	0日 0.0%
農上の土日以上の開所		NG

7月		判定
対象期間	31日	
対象期間外	0日	
計画	開所日数 開所率 0.0%	NG
実施	開所日数 開所率 0.0%	NG
暦上の土日以上の開所		NG

8 月		判定
対象期間	31 日	
対象期間外	0 日	
計画	閉所日数 閉所率	0 日 0.0 %
実施	閉所日数 閉所率	0 日 0.0 %
歴上の土日以上の閉所		NG

9 月			判定
対象期間	30 日		
対象期間外	0 日		
計画	開所日数	0 日	
	開所率	0.0 %	NG
実施	開所日数	0 日	
	開所率	0.0 %	NG
路上の土口以上の箇所			NG

10月		判定
対象期間	31日	
対象期間外	0日	
計画	閉所日数 閉所率	0日 0.0%
実施	閉所日数 閉所率	0日 0.0%
閉上の土日以上の閉所		NG

11月		判定
対象期間	30日	
対象期間外	0日	
計画	開所日数 閉所率	0日 0.0%
実施	開所日数 閉所率	0日 0.0%
以上の土日以上の閉所		NG

12月		判定
対象期間	31日	
対象期間外	0日	
計画	閉所日数 閉所率	0日 0.0%
実施	閉所日数 閉所率	0日 0.0%
以上の土日以上の閉所		NG

1月		判定
対象期間	31 日	
対象期間外	0 日	
計画	開所日数 開所率	0 日 0.0 %
実績	開所日数 開所率	0 日 0.0 %
臨上の土日以上の開所		NG

2月			特定
対象期間	28日		
対象期間外	0日		
計画	閉所日数 閉所率	0日 0.0%	NG
実施	閉所日数 閉所率	0日 0.0%	NG
以上の土日以上の閉所			NG

3 月		判定
対象期間	31 日	
対象期間外	0 日	
計画	開所日数 開所率	0 日 0.0 %
実施	開所日数 開所率	0 日 0.0 %
層上の土日以上の開所		NG

施工体制台帳

年 月 日

〔会社名・事業者ID〕
〔事業所名・現場ID〕

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事名 大規模建設工事 大規模建設工事	第 号 第 号 第 号	年 月 日 年 月 日 年 月 日

工事名称及び工事内容	
発注者及び住居	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

契約場所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入	加入 適用除外	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	事業所整理記号等	元請契約 下請契約		雇用保険

※注者の監督員名		権限及び意見申出方法
監督員名		権限及び意見申出方法
現場代理人		権限及び意見申出方法
監理技術者主任技術者名	兼任 非常任	資格内容
監理技術者補佐名		資格内容
専門技術者名		資格内容
資格内容		資格内容
工事内容		工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事名 大規模建設工事 大規模建設工事	第 号 第 号 第 号	年 月 日 年 月 日 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人		安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名
主任技術者名	兼任 非常任	雇用管理責任者名
資格内容		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施工体制台帳

年 月 日

〔会社名・事業者ID〕
〔事業所名・現場ID〕

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事名 大規模建設工事 大規模建設工事	第 号 第 号 第 号	年 月 日 年 月 日 年 月 日

工事名称及び工事内容	
発注者及び住所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

契約場所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	事業所整理記号等	元請契約 下請契約		雇用保険

※注者の監督員名		権限及び意見申出方法
監督員名		権限及び意見申出方法
現場代理人		権限及び意見申出方法
監理技術者主任技術者名	兼任 非常任	資格内容
監理技術者補佐名		資格内容
専門技術者名		資格内容
資格内容		資格内容
工事内容		工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事名 大規模建設工事 大規模建設工事	第 号 第 号 第 号	年 月 日 年 月 日 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入	加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人		安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名
主任技術者名	兼任 非常任	雇用管理責任者名
資格内容		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直 近 上 位
注 文 者 名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

注文者との
契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監 督 員 名

権限及び
意見申出方法

安全衛生責任者名

現場代 理 人 名

権限及び
意見申出方法

安全衛生推進者名

主任技術者名

専 門 技 術 者 名

資格 内 容

担 当 工 事 内 容

一号特定技能外
国人の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実
習生の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実
習生の従事の状態（有無）

有 無

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり記載いたします。

会 社 名
・事業者ID

代 表 者 名

住 所

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

年 月 日

年 月 日

契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人名

権限及び
意見申出方法

安全衛生責任者名

主任技術者名

専 門 技 術 者 名

資格 内 容

担 当 工 事 内 容

一号特定技能外
国人の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実
習生の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実
習生の従事の状態（有無）

有 無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し。

再下請負通知書

直 近 上 位
注 文 者 名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

注文者との
契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監 督 員 名

権限及び
意見申出方法

安全衛生責任者名

現場代 理 人 名

権限及び
意見申出方法

安全衛生推進者名

主任技術者名

専 門 技 術 者 名

資格 内 容

担 当 工 事 内 容

一号特定技能外国人
の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実習生
の従事の状態（有無）

有 無

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり記載いたします。

会 社 名
・事業者ID

代 表 者 名

住 所

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

年 月 日

年 月 日

契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

工事業
大抵 特定
知事 一般

第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人名

権限及び
意見申出方法

安全衛生責任者名

主任技術者名

専 門 技 術 者 名

資格 内 容

担 当 工 事 内 容

一号特定技能外国人
の従事の状態（有無）

有 無

外国人技能実習生
の従事の状態（有無）

有 無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について開示されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）。

作 業 員 名 簿

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID _____

[illegible]

(注) 3. 各団体に加入する者の同意が得られ、当該団体の規約を承認し一団体会員となり、
加入費、会費等の金を支払うこととする旨が、書面記載されていること。

(注) 4. 健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険、国民年金)の加入に限り認められ、国民年金(国民年金)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

(注) 5. 年金保険関係は、左に掲げる団体の加入者(厚生年金関係、国民年金)を記載。
また、国民年金関係は、左に掲げる団体の加入者(国民年金)を記載。

(注) 6. 国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

(注) 7. 国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

(注) 8. 国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

(注) 9. 年金保険関係は、左に掲げる団体の加入者(厚生年金関係、国民年金)を記載。
また、国民年金関係は、左に掲げる団体の加入者(国民年金)を記載。

(注) 10. 国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

(注) 11. 国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。
また、国民健康保険関係は、左に掲げる団体の加入者(国民健康保険関係、高齢者扶養、被扶養者、国民健康保険)の加入に限り認められ、国民健康保険(国民健康保険)を記載。

福岡市 現行 R6.4

(参考様式)

使用資材一覽表

[illegible]

地場企業資材・製品を使用しない理由

記号	理由	記号	理由
A	該当資材・製品を製造する地場企業が存在しない	D	資材・製品の性能が地場外企業の方が優れている
B	市内に製造する地場企業はあるが、需給に対する生産能力がない	E	その他（下欄に理由を記載）
C	地場企業資材・製品の価格が地場外企業資材・製品より高い		

※福岡市内に本店を有する場合は地場、それ以外は地場外とする。

※「地場資材不使用理由」の欄は製造業者が地場外の場合のみ記入する（A～Eから選択する。）

※福岡市が認定する①再利用施設の製品、②建設発生土リサイクルプラントの再生砂については、「地場
資材不使用理由」の欄は記入不要

福岡市 改定 R7.4

(参考様式)

使用資材一覽表

[illegible]

地場企業資材・製品を使用しない理由

記号	理由	記号	理由
A	該当資材・製品を製造する地場企業が存在しない	D	資材・製品の性能が地場外企業の方が優れている
B	市内に製造する地場企業はあるが、需給に対する生産能力がない	E	その他（下欄に理由を記載）
C	地場企業資材・製品の価格が地場外企業資材・製品より高い		

※福岡市内に本店を有する場合は地場、それ以外は地場外とする。

※「地場資材不使用理由」の欄は製造業者が地場外の場合のみ記入する（A～Eから選択する。）

※福岡市が認定する①再利用施設の製品、②建設発生土リサイクルプラントの再生砂については、「地場
資材不使用理由」の欄は記入不要